



事務連絡  
平成21年5月27日

北海道 畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課  
薬事審査管理班長

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第34号）が別添のとおり平成21年5月27日付けをもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記の通りであるので、薬事監視及び指導の参考としてください。

## 記

### 1. 改正の内容

今般、エンロフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤、強制経口投与剤及び注射剤（アルギニンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）を除く。）並びにフルニキシメグルミンを有効成分とする注射剤の使用禁止期間の変更を行った。

### 2. 施行期日

平成21年5月27日

### 3. 参考

対象となる承認されている動物用医薬品は以下のとおりです。

#### 1) エンロフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤

○バイトリル10%液（バイエル薬品株式会社）

【効能・効果】有効菌種：本剤に感受性の下記菌種

マイコプラズマ・ガリセプティカム、大腸菌

適応症：第一選択薬が無効の場合の下記適応症

鶏：呼吸器性マイコプラズマ病、大腸菌症

#### 2) エンロフロキサシンを有効成分とする強制経口投与剤

○バイトリル2.5%HV液（バイエル薬品株式会社）

【効能・効果】有効菌種：本剤に感受性の下記菌種

牛：肺炎、大腸菌性下痢症

3) エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤（アルギニンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）を除く。）

○パイトリル 2.5%、5%、10% 注射液（バイエル薬品株式会社）

【効能・効果】有効菌種：本剤に感受性の下記菌種

大腸菌、パストレラ・ムルトシダ、アクチノバシラス・プルロニューモニエ、マイコプラズマ・ボビス、ウレアプラズマ・ディパーサム

適応症：第一選択薬が無効の場合の下記適応症

牛：肺炎、大腸菌性下痢症

豚：胸膜肺炎、大腸菌性下痢症

4) フルニキシメグルミンを有効成分とする注射剤

○フォーベット 50 注射液、フィナジン 50 注射液（ナガセ医薬品株式会社）

【効能・効果】牛：細菌性肺炎における解熱及び消炎、急性乳房炎における解熱

豚：細菌性肺炎における解熱及び消炎